

令和4年2月4日
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染者確認に伴う臨時休業の対応について(変更)

新型コロナウイルス感染症にかかる対応につきましては、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、市立小中学校の臨時休業については、学校内に感染者が確認された場合に、当該児童・生徒が在籍する学級を3日間臨時休業とし、その間に必要に応じてPCR検査や保健所と情報共有しながら対応してまいりましたが、令和4年1月26日付け大阪府教育庁通知「府立学校における今後の教育活動等について」を参考に、学校における感染拡大のリスクを見極めながら子供たちの学びを保障していくため、次のとおり対応いたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開始日 令和4年2月4日(金)

2 臨時休業について

(1) 直近3日間の陽性者及び体調不良者等が、クラスにおいて複数(15%以上)確認された場合は、当該クラスを3日間の臨時休業とします。

また、臨時休業3日目の学校内や当該クラスの感染状況によっては、臨時休業を延長することもあります。

(2) 直近3日間の陽性者がクラスにおいて複数(15%以上)確認され、感染リスクが高いと判断する場合は、当該クラスを7日間の臨時休業とします。

(3) 学年閉鎖、学校休業については、「新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方」に基づき判断します。

※状況によっては、個別事案として判断します。

3 その他

学校内での陽性者にかかる濃厚接触者の特定については、保健所業務がひっ迫している当面の間は、学校からの聞き取り等により、教育委員会で行います。